

（参考）職員のワーク・ライフ・バランス推進計画の実施状況

目黒区では、職員の生活と仕事の両立と調和を支援するとともに、すべての職員が活躍できる環境づくりに取り組んでいくため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定しています。（当該実施状況の公表項目については、法改正により追加された必須項目を含んでいます。）

1 令和7年度の実施状況（主なもの）

- ・子の看護等休暇の拡大
- ・子育て部分休暇の導入
- ・部分休業・子育て部分休暇の拡大

2 次世代育成支援推進のための休暇等の取得状況の公表

【区職員】

休暇等の区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	25人	105人	31人	112人	27人	119人
	0人	4人	1人	3人	0人	2人
育児短時間勤務	1人	2人	0人	3人	0人	3人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
部分休業 （育児）（第1号）	5人	81人	8人	79人	8人	94人
	0人	1人	0人	0人	0人	0人
部分休業 （育児）（第2号）					0人	2人
					0人	0人
子育て部分休暇 （第1号）					0人	20人
					0人	0人
子育て部分休暇 （第2号）					0人	2人
					0人	0人
妊娠出産休暇		53人		69人		56人
		1人		6人		10人
妊娠症状対応休暇		11人		8人		14人
		0人		1人		1人
母子保健健診休暇		39人		42人		33人
		2人		5人		4人
妊婦通勤時間		44人		43人		40人
		2人		3人		3人
出産支援休暇	22人		30人		17人	
	0人		1人		0人	
育児参加休暇	21人		25人		22人	
	0人		1人		0人	
育児時間	1人	14人	0人	8人	2人	11人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
子の看護等休暇	120人	127人	141人	129人	145人	156人
	2人	30人	2人	22人	2人	37人
不妊治療休暇	2人	8人	3人	8人	3人	7人
	0人	0人	0人	1人	0人	1人
短期の介護休暇	47人	36人	45人	50人	43人	60人
	9人	62人	11人	69人	9人	77人
介護休暇	1人	2人	1人	4人	2人	3人
	0人	3人	0人	1人	2人	2人
介護時間	0人	2人	1人	2人	1人	2人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
高齢者部分休業			1人	0人	0人	0人
			0人	0人	0人	0人

※各項目上段は常勤職員、下段 は会計年度任用職員人数

※部分休業（第2号）及び子育て部分休暇（第2号）は、令和7年度（R7.10.1～）から制度開始

※高齢者部分休業は、令和6年度から制度開始

【都費教職員】

休暇等の区分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	6人	48人	5人	51人	3人	27人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
育児短時間勤務	0人	1人	0人	1人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
部分休業	0人	8人	0人	6人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
妊娠出産休暇		33人		28人		32人
		0人		0人		0人
妊娠症状対応休暇		10人		12人		11人
		0人		0人		0人
母子保健健診休暇		18人		14人		16人
		0人		0人		0人
妊婦通勤時間		4人		8人		6人
		0人		0人		0人
出産支援休暇	11人		14人		14人	
	0人		0人		0人	
育児参加休暇	9人		13人		12人	
	0人		0人		0人	
育児時間	0人	1人	2人	3人	2人	2人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
子の看護休暇	61人	100人	63人	92人	59人	85人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
病気休暇（不妊治療）	0人	2人	0人	1人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
短期の介護休暇	7人	32人	9人	41人	16人	28人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護休暇	2人	1人	3人	4人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護時間	0人	1人	0人	1人	0人	0人
	0人	1人	0人	1人	0人	0人

※各項目上段は常勤職員、下段 は会計年度任用職員人数

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項及び第 21 条に基づく実施状況の公表

○ 職業生活に関する機会の提供

(1) 管理職の人数と割合（各年度 4 月 1 日現在）

		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
部長級	人数	20 人	7 人	15 人	5 人	15 人	4 人
	割合	74.1%	25.9%	75.0%	25.0%	78.9%	21.1%
課長級	人数	44 人	14 人	47 人	16 人	44 人	17 人
	割合	75.9%	24.1%	74.6%	25.4%	72.1%	27.9%
合計		64 人	21 人	62 人	21 人	59 人	21 人
全体割合		75.3%	24.7%	74.7%	25.3%	73.7%	26.3%

(補足)

- ・ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（※）

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	26.3%

- ・ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	21.1%
本庁課長相当職	27.9%
本庁課長補佐相当職	37.5%
本庁係長相当職	56.2%

(2) 採用者の割合（各年度 4 月 1 日）

		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
採用者数		53 人	57 人	43 人	70 人	57 人	59 人
割合		48.2%	51.8%	38.1%	61.9%	49.1%	50.9%

※年度途中採用は含まない。

※任期付職員、派遣、転入、会計年度任用職員は含まない。

※幼稚園教諭を含む。

(3) 職員の給与の男女の差異

ア 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.9%
全職員	87.9%

※給料又は報酬（本給）の支給がない月は、職員数の算定に含めない。

※短時間勤務やパートタイムの職員については、所定勤務時間に応じて職員数を換算している。

イ 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

「任期の定めのない常勤職員」の給料については、区の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(ア) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	107.6%
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	98.1%

※給料の支給がない月は、職員数の算定に含めない。

(イ) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.3%
31～35年	97.3%
26～30年	92.9%
21～25年	83.3%
16～20年	85.9%
11～15年	81.4%
6～10年	91.9%
1～5年	94.1%

※給料の支給がない月は、職員数の算定に含めない。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

○ 職業生活と家庭生活との両立

(1) 男女別の育児休業取得率

	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
当該年度内に新たに育児休業取得可能となった職員 (A)	28 人	39 人	35 人	56 人	24 人	48 人
	0 人	1 人	1 人	2 人	0 人	11 人
育児休業取得者数 (B)	21 人	39 人	25 人	56 人	21 人	48 人
	0 人	1 人	1 人	2 人	0 人	11 人
育児休業取得率 (B)/ (A)	75.0%	100%	71.4%	100%	87.5%	100%
	－	100%	100%	100%	－	100%
育児休業平均取得月数	3.5 月	18.7 月	3.3 月	18.7 月	6.0 月	20.6 月
	－	10.0 月	3.0 月	13.0 月	－	9.1 月

上段は常勤職員、下段 は会計年度任用職員人数

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2 週間以上 1 月以下	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%
1 月超 3 月以下	29.1%	0.0%	0.0%	9.1%
3 月超 6 月以下	29.1%	2.1%	0.0%	9.1%
6 月超 9 月以下	20.9%	4.1%	0.0%	18.2%
9 月超 12 月以下	8.4%	23.0%	0.0%	63.6%
12 月超 24 月以下	8.4%	41.6%	0.0%	0.0%
24 月超	0.0%	29.2%	－	－

(3) 年次有給休暇の平均取得率及び平均取得日数

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
平均取得率	44.9%	45.3%	45.0%
平均取得日数	16.0 日	15.8 日	15.5 日

※年次有給休暇は、各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年で取得

※暦年で全期間を在職した職員で算出（年度途中の採用・退職、休職等取得者、再任用短時間勤務職員、幼稚園教諭、会計年度任用職員等は除く。）

※年次有給休暇の最大付与日数は暦年で 40 日

(4) 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

(補足) 内部部局は目黒区総合庁舎内の所属、内部部局等以外はそれ以外の所属としています。

また、自治法派遣者、幼稚園教諭については対象から除いています。

区分	令和7年度
内部部局等	14.7 時間／月
内部部局等以外	7.9 時間／月

以 上